

真珠スタンダード2014年版

一般社団法人 日本真珠振興会

目次

I 真珠の定義	3
I -1 天然真珠	
I -2 養殖真珠	
I -3 模造真珠	
II 真珠の呼称及び表記	6
II -1 天然真珠の呼称及び表記	
II -2 養殖真珠の呼称及び表記	
II -3 模造真珠の呼称及び表記	
III 真珠の品種別及び産地別の呼称及び表記	9
III -1 真珠の品種別呼称及び表記	
III -2 真珠の産地別呼称及び表記	
IV 真珠の規格表記	11
IV -1 形態規格	
IV -2 品質規格	
V 真珠の処理	14
V -1 処理	
VI 真珠の取扱注意	15
VI -1 一般的取扱注意	
VI -2 特別取扱注意	
別表 真珠核の種類	16
註	17

Ⅰ 真珠の定義

「真珠」とは生きた貝の体内で形成される生鉱物であって、かつその外観し得る部分の構成物質が真珠貝貝殻の真珠層（「アラゴナイト」と呼ばれる炭酸カルシウムの結晶と、「コンキオリン」と呼ばれる有機基質の層状構造）と等質であるものをいう。（註1）

Ⅰ－1 天然真珠

生きた貝の体内でいかなる人為的な介在要因も含まずに形成された真珠。天然真珠はその形成メカニズム、特徴により以下に区分する。

Ⅰ－1－1 天然真円真珠

偶然的な契機により、いかなる人為的な介在要因も含まず生きた貝の体内で真珠袋（パールサック）が形成され、その中で形成されたもので、表面全体が真珠層で覆われているもの。（註2）

Ⅰ－1－2 天然プリスター真珠

偶然的な契機により、いかなる人為的な介在要因も含まず生きた貝の体内で真珠袋（パールサック）が形成され、その中で形成された真珠が真珠袋を破り、貝殻内面真珠層へ付着したまま真珠層で覆われることにより、貝殻内面真珠層に瘤状に形成された天然真珠。

Ⅰ－1－3 天然プリスター

偶然的な契機により、いかなる人為的な介在要因も含まず生きた貝の貝殻内面に形成された瘤状のもの。異物の混入や貝殻を穿孔する寄生虫などによって生じた貝殻損傷部が修復される過程で貝殻内面に形成されたもの。瘤状部分の表面は真珠層で覆われているが、内部が真珠層で構成されているか、空洞状であるかは問わない。

1-2 養殖真珠

人為的な介在要因により、生きた真珠貝の体内で形成され、外観し得る表面全体が真珠層で覆われているもの。貝体内への人為的な介在は、天然真珠の真珠形成と同様の形成契機を与えるのみであり、また形成物は貝体内で生産される天然真珠と同様の天然物のみであること。

養殖真珠はその形成メカニズム、特徴により、以下に区分する。

1-2-1 真円養殖真珠

人為的な介在要因により、生きた真珠貝の体内に真珠袋（パールサック）が形成され、その中で形成された真珠で、その外観し得る表面全体が真珠層で覆われているもの。貝体内への人為的な介在は、真珠袋の形成契機を与えるのみである。真円養殖真珠は真珠袋形成契機を与える際、固形の真珠核を用いるか否かで、有核養殖真珠及び無核養殖真珠に区分される。（註2）

1-2-1-1 (1) 有核真円養殖真珠

淡水産二枚貝の貝殻真珠層を切断、研磨等の物理的加工により球形に成型した真珠核及び外套膜小片（ピース）を人為的に生きた真珠貝の体内に挿入することにより、核の周囲に真珠袋（パールサック）が形成され、その袋内で核表面に真珠層が形成されたもので、外観し得るその表面全体が真珠層で覆われているもの。（註3）

1-2-1-1 (2) 無核真円養殖真珠

真珠貝の外套膜小片（ピース）のみを人為的に生きた真珠貝の体内に挿入することにより、貝体内に真珠袋（パールサック）が形成され、その袋内で形成された真珠、あるいは核を含まず、真珠袋の中で形成された真珠で、その外観し得る表面全体が真珠層で覆われているもの。

1-2-2 養殖プリスター真珠

人為的な介在要因により、生きた真珠貝の体内で真珠袋（パールサック）が形成され、その中で形成された真珠が真珠袋を破り、貝殻内面真珠層に付着したまま

真珠層で覆われることにより、貝殻内面真珠層に瘤状に形成された養殖真珠。

1-2-3 半形養殖真珠（養殖プリスター）

半形状（3/4 形も含む）の核を人為的に真珠貝の貝殻内面層に固着させ、核表面を真珠層で覆ったもの。養殖時に使用された核が養殖後も真珠中に残るか、あるいは除去され他の物質に置換されるか否かは問わない。天然真珠あるいは真円養殖真珠を切断、研磨などにより半形状または 3/4 形状に整形されたものはこの範疇外とする。

1-3 模造真珠

天然真珠又は養殖真珠の外観、色、その他の特徴を模して、生きた真珠貝の中で形成されることなく、人工的に製造されたもの。天然真珠あるいは養殖真珠と物理的、化学的特性が同じであるか否かは関係しない。

模造真珠はその製造方法により、以下に区分される。

1-3-1 人工物

貝殻、真珠核、ガラス、プラスチック、魚鱗箔、その他の物質を材料として、天然真珠又は養殖真珠の外観、色、その他の特徴を模して人工的に製造したもの。材料に天然真珠又は養殖真珠と等質のものを使用したか、又表面が真珠層と等質であるか否かは関係しない。

1-3-2 貝殻整形物

巻貝の貝殻湾曲部の一部を切断し、切り出した部分の貝殻外殻層を除去し、半形養殖真珠のように加工したもの。又は二枚貝の貝殻真珠層の一部を切断、研削、研磨して天然真珠又は養殖真珠に模して製造されたもの。

II 真珠の呼称及び表記

天然真珠、養殖真珠、模造真珠を取り扱う全ての場合において、それぞれの真珠はIに定められた真珠の定義に従い、それらの区別を明確にした呼称、表記を使用すること。又呼称、表記を省略したり、誤解を招く呼称、表記を使用してはならない。

II-1 天然真珠の呼称及び表記

天然真珠はI-1の定義に従い、天然真珠であることを明確にした呼称、表記を使用すること。又I-1で定義した天然真珠以外の呼称、表記を天然真珠と同じ意味合いで使用してはならない。

II-1-1 「リアル」、「ナチュラル」、「プレシャス」、「オリエント」、「オリエンタル」等の呼称及び表記

天然真珠以外の真珠に「リアル」、「ナチュラル」、「プレシャス」、「オリエント」、「オリエンタル」の呼称、表記を使用してはならない。又「本真珠」を養殖真珠に使用することは、養殖真珠を意図的に天然真珠に見せかけたものとの誤解を招くので、使用しない。(註4)

II-1-2 「シード」、「ポピー」、「ダスト」の呼称及び表記

天然真珠以外の小粒の真珠に、「シード」、「ポピー」、「ダスト」の呼称、表記を使用してはならない。(註5)

II-1-3 天然プリスター真珠の呼称及び表記

I-1-2の定義に従い、偶然的な契機により、貝殻内面真珠層に形成された天然真珠以外のものを「天然プリスター真珠」と呼称、表記してはならない。

II-1-4 天然プリスターの呼称及び表記

I-1-3の定義に従い、偶然的な契機により、貝殻内面真珠層に瘤状に形成されたもの以外のものを「天然プリスター」と呼称、表記してはならない。

II-1-5 「コンク真珠」、「ホースコンク真珠」、「メロ真珠」

偶然的な契機により、ピンクガイ、ダイオウイトマキボラ、ハルカゼヤシガイ等の貝体内で形成された真珠以外のものを、それぞれ「コンク真珠」、「ホースコンク真珠」、「メロ真珠」、と呼称、表記してはならない。

II-2 養殖真珠の呼称及び表記

養殖真珠は I-2 の定義に従い、養殖真珠であることを明確にした呼称、表記を使用すること。又 I-2 で定義した養殖真珠以外の呼称、表記を養殖真珠と同じ意味合いで使用してはならない。

II-2-1 「養殖」、「カルチャード (cultured)」、「カルティベイテッド (cultivated)」の呼称及び表記

養殖真珠は「養殖」「カルチャード (cultured)」、「カルティベイテッド (cultivated)」又はそれと同等の用語（例えば Zuchtperlen）で養殖真珠であることを明確にすること。又こうした用語を I-2 で定義した養殖真珠以外のものに使用してはならない。

II-2-2 「ケシ」、「芥子」、「Keshi」の呼称及び表記

海水産養殖真珠を浜揚げする際、副産物として採取される無核真珠は「ケシ」、「芥子」、「Keshi」の呼称、表記を使用すること。また養殖の副産物として「養殖」を明記すること。この際、産出母貝の種類を明記することが望ましい。

例：アコヤケシ養殖真珠、シロチョウケシ養殖真珠、クロチョウケシ養殖真珠等。
(註6)

II-2-3 養殖プリスター真珠の呼称及び表記

I-2-2 の定義に従い、人為的な介在要因により、貝殻内面真珠層に形成された養殖真珠以外のものを養殖プリスター真珠と呼称、表記してはならない。

II-2-4 半形養殖真珠の呼称及び表記

I-2-3 で定義された半形(3/4形も含む)養殖真珠は、「アコヤ半形真珠(又

はアコヤ半形養殖真珠)」、「シロチョウ半形真珠 (又はシロチョウ半形養殖真珠)」、「クロチョウ半形真珠 (又はクロチョウ半形養殖真珠)」、「マベ半形真珠 (又はマベ半形養殖真珠)」、「アワビ半形真珠 (又はアワビ半形養殖真珠)」等その呼称、表記を明確にする。又加工により半形又は 3/4 状に整形された天然真珠、真円養殖真珠あるいは無核養殖真珠を「半形養殖真珠」と同じ意味合いで呼称、表記に使用してはならない。(註7)

II - 3 模造真珠の呼称及び表記

模造真珠は I - 3 の定義に従い、模造真珠であることを明確にした呼称、表記を使用すること。又模造真珠を I - 1 及び I - 2 で定義した天然真珠又は養殖真珠と同じ意味合いあるいはそれらを連想させる用語で呼称、表記に使用してはならない。又模造真珠を商品名のみで表記する際、商品名の前又は後に「模造 (imitation、simulated)」、「人造 (artificial)」、「人工 (man-made)」等、必ず模造真珠であることを明確にすること。

II - 3 - 1 人工物模造真珠の呼称及び表記

I - 3 - 1 で定義した模造真珠は模造であることを明記した呼称、表記を使用すること。

II - 3 - 2 貝殻整形物模造真珠の呼称及び表記

貝殻を整形して形成された模造真珠は I - 3 - 2 の定義に従い、「模造真珠」であることを明記した呼称、表記を使用すること。

II - 3 - 3 「semi-cultured」、「half-cultured」、「part-cultured」、「premature」の呼称及び表記

養殖真珠核又はその他類似の物質を核とし、その表面をプラスチック、ラッカー等の人工被膜で覆ったものに「semi - cultured」、「half - cultured」、「part-cultured」、「premature」等、養殖真珠を連想させる用語を使用してはならない。これらは「模造真珠」であることを明確にした呼称、表記を使用すること。

Ⅲ 真珠の品種別及び産地別の呼称及び表記

Ⅲ－１ 真珠の品種別呼称及び表記

天然真珠又は養殖真珠の産出母貝が産地証明等で明確な場合、又は適当な鑑別手段により産出母貝が明確になる場合、その産出母貝名で呼称・表記する。

Ⅲ－１－１ 海水産真珠

海水産天然真珠又は養殖真珠の品種別呼称、表記はその母貝の和名（カタカナ）で行うが、商取引においては以下のように母貝名が省略される。

アコヤガイ→アコヤ、シロチョウガイ→シロチョウ、クロチョウガイ→クロチョウまた養殖真珠においてはケシを除いて通常「養殖」という用語が省略される。 (註8)

天然真珠

コンク天然真珠

ホースコンク天然真珠

メロ天然真珠

アワビ天然真珠

アコヤ天然真珠

シロチョウ天然真珠

クロチョウ天然真珠

マベ天然真珠

養殖真珠

アコヤ真珠（又はアコヤ養殖真珠）

アコヤ半形真珠（又はアコヤ半形養殖真珠）

アコヤケシ養殖真珠

シロチョウ真珠（又はシロチョウ養殖真珠）

シロチョウ半形真珠（又はシロチョウ半形養殖真珠）

シロチョウケシ養殖真珠

クロチョウ真珠（又はクロチョウ養殖真珠）

クロチョウ半形真珠（又はクロチョウ半形養殖真珠）

クロチョウケシ養殖真珠

マベ真珠（マベ養殖真珠）

マベ半形真珠（マベ半形養殖真珠）

アワビ真珠（アワビ養殖真珠）

アワビ半形真珠（アワビ半形養殖真珠）

Ⅲ－１－２ 淡水産真珠

淡水産天然真珠又は養殖真珠は、1) 真珠を産出する母貝の種類が多く、母貝の特定が困難である、2) 母貝名に特定地域の俗名が使用され、その特定が困難である、3) 真珠養殖の際、異種の貝のピースが使用される場合がある、4) イケチョウガイ、ヒレイケチョウガイの交雑種が使用される等の理由により、産出母貝は呼称、表記されない。

天然真珠

淡水産天然真珠

養殖真珠

淡水産養殖真珠

Ⅲ－２ 真珠の産地別呼称及び表記

天然真珠又は養殖真珠に産地名を付して呼称、表記をしない。但し産出地域を特定して、他の地域で産出される同種の真珠と区別する目的で、産地表記が行われることがある。

例：ペルシャ湾産天然真珠、日本産アコヤ養殖真珠、タヒチ産クロチョウ養殖真珠、アメリカ産淡水天然真珠、ペルー産レインボーマベ天然真珠、琵琶淡水養殖真珠。

IV 真珠の規格表記

養殖真珠を商品として取り扱う際、その形態及び品質を明確にしなければならない。対象真珠はすべての母貝で養殖された真珠の散珠（無穴、片穴、両穴、3/4、半形）及び連（通糸連、留金付き完成品）とする。

IV-1 形態規格

養殖真珠の形態はサイズ、重量、長さ（連の場合）及び数量で表記する。

IV-1-1 珠サイズ

珠サイズはミリメートル（mm）で表記する。

アコヤ真珠の珠サイズは1/2mm 間隔のふるいにかけて、その珠がふるいに残る最大のふるいサイズ及びその珠が落ちる最小のふるいサイズで表記する（例：7.5mm × 8.0mm）。シロチョウ真珠及びクロチョウ真珠は通糸連、散珠（ルース）、散珠（ルース）ロットで表記が異なる。

通糸連：通糸穴に垂直方向の直径を測定し、最小珠の最小径及び最大珠の最小径を0.1mm 単位で表記する（例：10.3mm × 12.7mm）。

散珠（ルース）：最小径及び最大径を0.1mm 単位で表記する

（例：15.4mm × 15.8mm）

散珠（ルース）ロット：1mm 間隔のふるいにかけて、その珠が残る最大のふるいサイズ及びその珠が落ちる最小のふるいサイズを表記する

（例：12mm × 13mm）。

IV-1-2 重量

真珠の重量は連、散珠共もんめ（匁、1もんめ = 3.75グラム）とする。

IV-1-3 連の長さ

連の長さはインチ（"）又はセンチメートル（cm）で表す。シロチョウ真珠及び黒蝶真珠の場合、インチ、センチ共に少数1位まで表記する。

IV-1-4 数量

連は本数、散珠は個数あるいはペア、セット数量とする。

IV-2 品質規格

品質規格は有核養殖真珠、無核養殖真珠、半形養殖真珠によって異なる。いずれの養殖真珠も以下の規格内でなければならない。(註9)

IV-2-1 有核養殖真珠

- 1) 稜柱層及び有機物の影響を受けず、真珠光沢を有すること。
- 2) 真珠層の厚さが十分あり、層を通して核の存在を認めないものであること。
- 3) キズが致命的でないもの。
- 4) 核割れ、真珠層割れが認められないものであること。
- 5) 適正に調色、染色又は着色されたものであること。
- 6) 処理が適正に行われ、処理後の真珠の品質が容易に変質しないものであること。
- 7) シミの程度が著しくなく、細工に適した利用面のあること。
- 8) 真珠層に破損のないものであること。

IV-2-2 無核養殖真珠

- 1) 稜柱層及び有機物の影響を受けず、真珠光沢を有すること。
- 2) 真珠層が均一で、内部に空洞を認めないものであること。
- 3) キズが致命的でないものであること。
- 4) 真珠層割れが認められないものであること。
- 5) 適正に調色、染色又は着色されたものであること。
- 6) 処理が適正に行われ、処理後の真珠の品質が容易に変質しないものであること。
- 7) シミの程度が著しくなく、細工に適した利用面のあること。
- 8) 真珠層に破損のないものであること。

IV-2-3 半形養殖真珠

- 1) 真珠層の厚さが十分あり、かつ真珠層が容易に破損するおそれのないものであること。
- 2) 真珠層が均一で、表面にシワやその他醜い凹凸がなく、円滑であること。

- 3) キズが致命的でないものであること。
- 4) 処理が適正に行われ、染めムラ、その他異色部分を認めないものであること。
- 5) 台剥がれ、真珠層の亀裂、破損などのないものであること。

V 真珠の処理

物理的、化学的方法により、天然真珠又は養殖真珠が有する潜在的な美しさを引き出し、あるいはこれらが有する本来の性質とは関係なく、その色や外観を変えることを処理という。処理はその内容を開示しなければならない。

(註 10、11)

V - 1 処理

(註 12)

1) 加温

真珠に適当な熱を加え、天然又は養殖真珠中の色素の除去、あるいは光沢の改良を行うこと。

2) 前処理

常温あるいは加温した水や有機溶剤に真珠を浸漬し、真珠の光沢等を改善すること。

(註 13)

3) 漂白

天然又は養殖真珠中に含まれる有機物（シミ）の除去（シミ抜き）又は色素の除去（ホワイトニング）により、色の調整及び安定化すること。

4) 調色

赤色系染料を添加してアコヤ養殖真珠の色調を極めて軽度に改良すること。

(註 14)

5) 染色

天然又は合成染料を用い、真珠の色を改変すること。

(註 15)

6) 着色

化学薬品等染料以外の物質により真珠の色を改変すること。

7) 放射線照射

真珠に放射線（主として γ 線）を照射してその色を改変すること。

(註 15、16)

VI 真珠の取扱注意

(註 17)

VI-1 一般的取扱注意

- 1) 真珠を丁寧に取り扱いのこと。
- 2) 真珠の着用は化粧品等の使用後に行うこと。
- 3) 激しい作業を行う際は着用しないこと。
- 4) 着用後は柔らかい布で真珠を拭き、きれいにしておくこと。
- 5) 長期にわたり真珠を使用しない場合、定期的に柔らかい布で拭き、きれいにしておくこと。
- 6) 真珠を保管する際は他の宝石類と区別し、接触による傷を避けること。

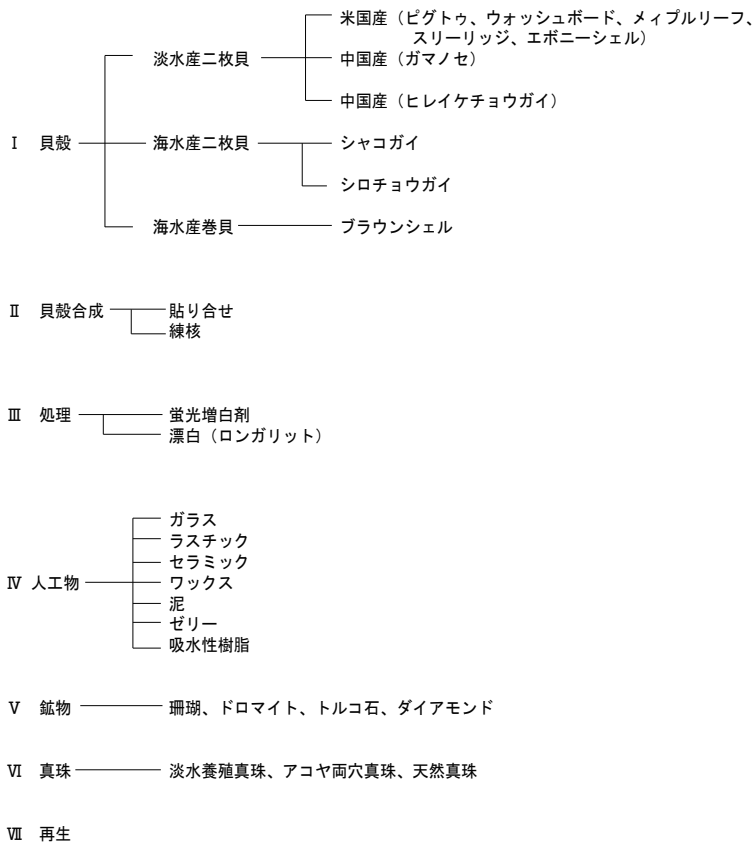
VI-2 特別取扱注意

真珠を通常に使用する際、元の外観等を維持するため一般的な取扱注意に加え、以下の特別取扱注意が必要である。

- 1) 真珠を長期にわたり強い自然光や人工光線、紫外線あるいは強いディスプレイ照明にさらさないこと。真珠はこうした光照射により退色または変色することがある。
- 2) 酸及び有機溶剤を避けること。
- 3) 超音波洗浄を避けること。

別表

真珠核の種類



註 1

欧米では依然一部に「真珠」と言えば天然真珠を指すという主張がある。一方養殖真珠生産国では「真珠」にはもっと広い一般的な意味があり、当然養殖真珠も包含され、天然真珠に限定するのはおかしいと主張している。その結果欧米と養殖真珠生産国の間に大きな相違がある。日本では養殖真珠の発明以来、歴史的に養殖真珠を単に「真珠」として一般的に使用してきた経緯があり、団体名、会社名、その他商品表記と明確に区別される場合には、「真珠」のみの呼称、表記が使用されている。ただし養殖真珠を輸出する場合、不必要な摩擦を避けるため、「養殖真珠」と表記することが望ましい。ピンクガイ (*Strombus gigas*)、ダイオウイトマキボラ (*Pleuroplicia gigantea*)、ハルカゼヤシガイ (*Melo melo*) などの貝体内で形成される生鉱物は真珠層を有しないので厳密には真珠ではないが、例外的に真珠 (コンク真珠、ホースコンク真珠、メロ真珠など) として扱われている。

註 2

ここで言う「真円」とは形の丸さではなく、「真珠全体が真珠層で覆われている」という意味である。

註 3

日本では核の材質は淡水産二枚貝にこだわるが、海外や鑑別団体ではパールサックが形成される物質であれば核と認めている。現在核に対する国際的な基準がないため、漂白核や蛍光増白剤処理核、シャコ核、張合せ核など様々な核が市場に出ている。(別表参照)

註 4

「ナチュラル」という用語を「パール」と併用して「ナチュラル・パール」にすると「天然真珠」の意味になるので使用してはならない。ただし真珠の色が処理されていない自然の色であれば、「ナチュラルカラー・ゴールデン」のように「ナチュラル」の用語を「カラー」と併用して用いることが出来る。

註 5

元来小粒で無核の真珠は「ケシ」、「シード」、「ポピー」、「ダスト」などさまざまに呼ばれていたが、シブジヨ（CIBJO:国際貴金属宝飾品連盟）では「シード」、「ポピー」、「ダスト」は天然真珠、「ケシ」は養殖真珠と定義している。

註 6

ケシは元来日本において天然真珠の時代から主としてアコヤガイから採取される小粒の真珠の呼称であった。養殖真珠の発明以降、浜揚時に副産物としてケシが多く採取され、薬用や宝飾品として使用されるようになった。またピースのみを母貝に挿入してケシが養殖されたこともある。ケシの成因については、その形成に人の力が全く関与しない天然なのか、あるいは一般的に言われるように、挿核手術の際、ピースが核から遊離してピースのみで形成されたものなのか明確でない。そのためケシは天然、養殖の区別なく、独自のカテゴリーとして扱われてきた。その後シロチョウ真珠、クロチョウ真珠養殖の際、副産物として産出する大粒の無核真珠もケシと呼ばれるようになった。このためシブジヨ（CIBJO:国際貴金属宝飾品連盟）では新たなケシの定義を行い、これまでの「ケシは海水産真珠の副産物として産出する小粒の無核真珠を表す日本の商取引用語」から、「海水産真珠養殖の際、副産物として産出する無核真珠」とした。また養殖の副産物であるのなら「アコヤケシ養殖真珠」、「シロチョウケシ養殖真珠」のように「養殖」を明記することになった。ケシは養殖を終え、浜揚した時点での海水産無核真珠を指す。浜揚後有核真珠から何らかの方法で核を除去し、無核にした真珠は「ケシ」の定義から外れるので、「ケシ」と呼んではならない。

註 7

半形真珠は「半円真珠」、「半径真珠」などの呼称も使用されるが、真珠の形が必ずしも半球状のものとは限らないため、「半形真珠」に統一している。又半形真珠はマベで養殖されたものが最も一般的であるため、海外ではマベ以外の真珠貝で養殖された半形真珠も「Mabé」と呼ばれる場合がある。半形真珠は通常養殖で使用した核を除去してその跡にプラスチックのような他の物

質を充填し、底辺部を貝殻真珠層で裏打ちする。このためシブジョ・パールブックでは「貼合せ」、「複合」「合成」などの意味を表す“Composite”、“Assembled”の用語が半形真珠に用いられる。

註 8

シロチョウ、クロチョウは「白蝶」、「黒蝶」と漢字表記される場合がある。シロチョウ真珠はかつて「南洋真珠」又は「南洋珠」と呼ばれた時代があった。黒蝶真珠はしばしば「タヒチ真珠（タヒチ養殖真珠）」「Tahitian pearl (Tahitian cultured pearl)」と呼称、表記される。

註 9

品質規格は水産庁真珠検査所が実施していた輸出検査規則に基づくもので、あくまでも検査合格基準であって、それ以上のグレ-ディングの要素は含んでいない。

註 10

真珠の加工、処理を以下に定義した。

加工：真珠素材を選別、穴明け、研磨、連組して完成品に仕上げること。

処理：物理的、化学的方法を用いて真珠が有する特性、特に色やテリ、を改良、改変すること。英文表記では加工は process、処理は treatment と区別されているので、この表記に従い、加工処理を加工と処理に分けた。

註 11

処理の情報開示については平成 6 年度の振興会理事会で「真珠の情報開示」を以下のように決定した。

真珠の情報開示について

○ エンハンスメント (Enhancement) 改良

エンハンスメントとは真珠が有する、潜在的な美しさを引き出す目的で使わ

れる手段で、従って、それ自体に潜在因子がない限り、色或いは外観の改良効果は見られず、同じ条件でエンハンスメントが行なわれても、個体ごとに得られる結果が異なる（真珠に於いては調色されたもののみをいう）

- ・調色真珠：シミ抜き、弱染色（着色）したもの

○トリートメント（Treatment）改変

トリートメントとは真珠が有する本来の性質とは関係なく、化学的或いは物理的方法により、人工的に色や外観を改変する方法である。

- ・処理クロ真珠（黒 A タイプ）：アコヤ真珠、及び黒蝶真珠を化学的に変色したもの（オスミオ酸、及び銀塩処理等）
- ・放射線処理クロ真珠（黒 B タイプ）：放射線にてグレー（ブルー）に変色したもの
- ・着色ブルー真珠（黒 C タイプ）：ブルー着色剤にて処理したもの
- ・複合処理クロ真珠（黒 D タイプ）：B・C 処理を施したもの
- ・着色金色真珠：黄色剤にて着色したもの

この情報開示では調色をエンハンスメントの範疇に入れ、開示の必要なしとした。しかしその後エンハンスメント、トリートメントはわかりにくいとして個々の処理を表記することになり、その結果調色も開示することになった。

註 12

真珠振興会が定めた処理は加温、前処理、漂白、調色、染色、着色、放射線照射の7つなので、PS 加工、樹脂コーティング、蛍光増白剤処理等は振興会処理範疇から外れる。

註 13

有機溶剤中には漂白剤など一切の薬品を含まない。

註 14

アコヤ養殖真珠の処理を前処理、漂白の段階に留め、調色処理を行わない処理は「無調色」と呼ばれている。

註 15

かつて国が実施していた真珠輸出検査では、硝酸銀で処理された黒真珠、放射線照射で処理されたグレー～黒真珠は STB (Scientifically Treated Black) と表記されていた。

註 16

ガンマ線照射では照射するガンマ線のエネルギーを極端に強めない限り照射物の放射化は無視できるほど小さく、そのため包装資材や使い捨ての注射器や手術器具の滅菌、ジャガイモや玉ネギの発芽防止などに広く利用されている。真珠輸出組合は真珠を輸出する業者の要請があれば、念のためガイガーカウンターで残存放射能を測定し安全性を確認している。

註 17

真珠の取扱注意は真珠には経年変化があるということを前提にしている。真珠は生き物が作った生鉱物なので、経年変化は避けられない。

